

会 告

2026年度環境科学会 学会賞，学術賞，奨励賞および論文賞推薦のお願い

2026年度の学会賞，学術賞，奨励賞および論文賞の受賞候補者の推薦を会員より募ります。

それぞれの賞は，環境科学分野において顕著な業績をあげた研究者，並びに独創的な研究を発表し，将来の活躍が期待できる研究者を表彰するものです。全ての賞につき自薦も可能です。次ページ掲載の「環境科学会表彰規程」にあります各賞の趣旨をご理解の上，次の要領で積極的にご応募くださいますようお願い致します。

表彰委員会委員長 松 本 亨

推薦要領

1．推薦書は以下の項目を含むこととする。推薦書の様式例は学会HP（<http://www.ses.or.jp/>）の学会からのお知らせの欄からダウンロードできる。

(1) 学会賞

推薦者の氏名，所属
被推薦者の氏名，所属，略歴
推薦理由（1000字以内）

(2) 学術賞

推薦者の氏名，所属
被推薦者の氏名，所属，略歴
推薦理由（1000字以内）
関連する業績リストおよび主な業績の別刷り等（数編以内）

(3) 奨励賞

推薦者の氏名，所属
被推薦者の氏名，所属，年齢（2026年1月1日時点），略歴
推薦理由（1000字以内，特に被推薦者の研究活動について記述すること）
全業績リストおよびそのうちで環境科学に関連した国内外の主な論文に○印をつけたもの
主な論文の別刷り（またはコピー）3編以内。主な業績が著書の場合は，著書の現物

(4) 論文賞

推薦者の氏名，所属
被推薦者の氏名，所属
論文名
推薦理由（1000字以内）

2．学会賞の対象は個人とする。なお，「環境科学ならびに環境科学会の発展に貢献した者」を推薦する。

3．学術賞の対象は個人またはグループとする。なお，「環境科学分野において特に優れた業績をあげた者またはグループ」を推薦する。

4．奨励賞の対象は，2026年1月1日時点で満40歳未満の個人の会員とし，環境科学分野において独創的な研究を発表し，将来の活躍が期待できる研究者を推薦する。

5．論文賞の対象となる論文は，本会会誌に，第35巻6号より第38巻5号までに公表されたものとし，共同研究による場合は，原則として主著者を推薦する。また，複数の論文（本誌論文に限る）を束ねて総合題目を課したものの対象とする。なお，すでに前年度までの選考において推薦のあった論文についても，本年度の選考対象となるためには新たに推薦されることを要する。

6．応募締め切りは2025年12月1日（月）学会事務局必着とする。書類は返却しない。ただし著書は返却する。

7．送付先

〒162-0801 東京都新宿区山吹町358 番地5

公益社団法人環境科学会 表彰委員会 宛

または，E-mail：prize@ses.or.jp へお送りください。

お送りいただいた個人情報は、受賞者への連絡等目的以外に使用することはありません。

環境科学会表彰規程

〔目的〕

第1条 本学会に学会賞，学術賞，論文賞および奨励賞を設け，会員を表彰する。

〔学会賞〕

第2条 環境科学ならびに環境科学会の発展に貢献した者を表彰する。

〔学術賞〕

第3条 環境科学分野において特に優れた業績をあげた者を表彰する。

〔論文賞〕

第4条 環境科学会誌に掲載された原著論文（総合論文，一般論文，シンポジウム論文，短報）ならびに特集論文（原著論文として掲載されたものに限る）の中から特に優れた論文を毎年3編以内を選び，その著者を表彰する。

〔奨励賞〕

2 環境科学分野において独創的な研究による論文，著書等を発表し，将来の活躍が期待できる満40歳未満の者，若干名を表彰する。

〔表彰委員会〕

第5条 表彰委員会の役割，構成，任期について以下に定める。

- （1）表彰委員会は12名前後の委員をもって構成し，各賞の候補者を選考する。
- （2）委員長・副委員長・委員の選任については，原則として委員会通則に従って行う。
- （3）委員長・副委員長・委員の任期は，2期4年を限度とし，各期ごとに約半数が交代することとする。

〔選考手続〕

第6条 表彰委員会は毎年会告等の方法により，会員，理事に対し，上記4賞に相応しいものの推薦を依頼する。

- （1）学会賞
委員会は，候補者を理事会に推薦し，理事会が受賞者を決定する。細則は別に定める。
- （2）学術賞
委員会は，候補者を理事会に推薦し，理事会が受賞者を決定する。細則は別に定める。
- （3）論文賞
委員会は，候補論文を理事会に推薦し，理事会が受賞論文を決定する。細則は別に定める。
- （4）奨励賞
委員会は，候補者を理事会に推薦し，理事会が受賞者を決定する。細則は別に定める。

〔表彰〕

第7条 表彰は，学会年会において行い，盾を授与する。

- （1）学会賞受賞者は，年会において受賞記念講演を行う。
- （2）学術賞受賞者は，学会年会において関係する分野のシンポジウムを企画し，自らもそのシンポジウムで受賞記念講演を行う。
- （3）論文賞・奨励賞受賞者は，学会年会において受賞記念講演を行う。

〔改廃〕

第8条 この規程の改廃は理事会の承認を経て行う。

- 付則
- 1．本規程は，平成9年9月17日より施行する。
 - 2．本規程は，平成11年3月23日に改訂し，4月1日より施行する。
 - 3．本規程は，平成14年3月18日に改訂し，同日より施行する。
 - 4．本規程は，平成17年3月22日に改訂し，同日より施行する。
 - 5．本規程は，平成23年9月9日に改訂し，同日より施行する。
 - 6．本規程は，平成25年9月4日に改訂し，同日より施行する。
 - 7．本規程は，平成30年2月14日に改訂し，同日より施行する。
 - 8．本規程は，令和4年2月9日に改訂し，同日より施行する。